

西東京市後期基本計画

◇ 各 論 ◇

環境にやさしいまちづくり



分野全体を取り巻く状況

西東京市は、公園や農地、街路樹など、みどり豊かなまちです。みどりの重要性は、近年の大きな環境問題である地球温暖化にとどまらず、日常の暮らしへの潤いや安らぎ、多様な生物の生息地といった広い範囲に及びます。

西東京市では、これまで公園の管理や保存樹林・生垣などへの助成や農地の保全を積極的に行ってきました。また、援農ボランティアや公園ボランティア、体験農園など、市民自らがみどりを創出する活動にも支援してきました。しかし、相続や都市開発の過程で、みどりの総量は減少しています。

今後は、みどりの下でふれあい、みどりを身近に感じることで、一人ひとりが豊かに暮らすことができるよう、積極的にみどりの保全と活用に取り組むことで、地球規模の環境問題に地域から取り組んでいく必要があります。

分野全体の目的

豊かなみどりは、私たちに潤いややすらぎを与えると同時に、多様な生物が生息する環境となります。西東京市は、都心に近いにもかかわらずみどり豊かなまちです。

しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化を進め、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が行う緑化活動を積極的に支援し、身近なみどりを創り出す施策も展開していきます。

● 西東京市の公園

～市民の憩いの場～

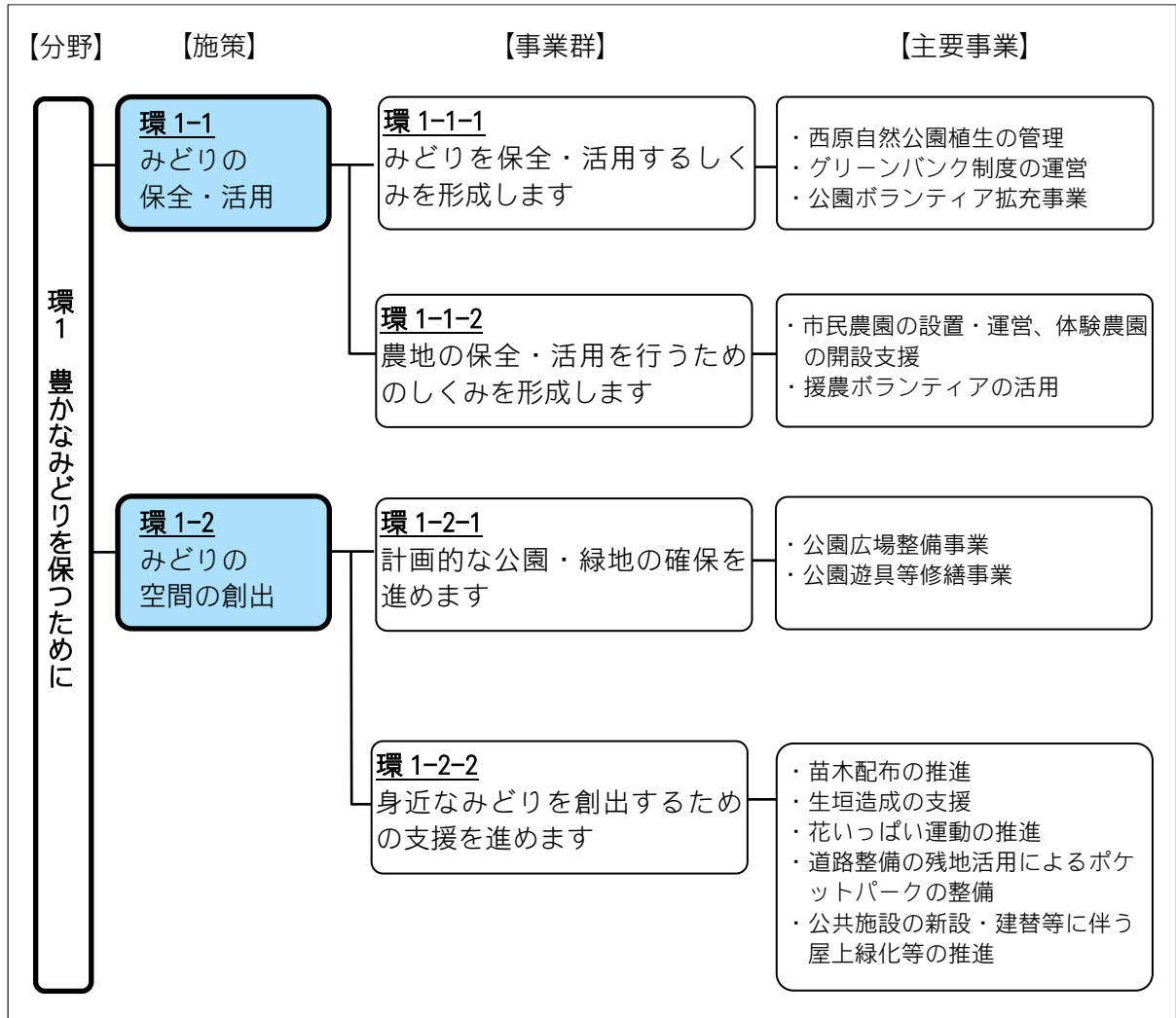
▽ 西東京いこいの森公園（合併記念公園）
東大農場北側に位置する市内最大の市立公園です。園内には4つのゾーンが配置されており、散策や四季折々の自然観察、スポーツ・レクリエーションなど市民の皆さんの憩いの場として親しまれています。



▽ 西原自然公園
園内は武蔵野の雑木林の面影を残し、コナラやクヌギなどの樹木が立ち並んでいます。野鳥のさえずりも聞こえ、ベンチやあずまやなどで休憩ができ散策にも最適な公園です。



■ 環 1 豊かなみどりを保つために～全体構成～



● 国の環境基本計画について

～健やかで美しく豊かな環境先進国を目指して～

環境基本計画は環境基本法に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画であり、5年後程度を目途に見直しを行うこととされています。

第三次環境基本計画（平成18年4月7日）は「環境から拓く新たなゆたかさへの道」をサブテーマに、環境政策の新たな方向性、今後展開する取組などを示しています。

今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環に加えて、社会的な側面も一体的な向上をめざす「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示しています。



施策を取り巻く現状

私たちの周囲のみどりは、地球温暖化、公害問題だけではなく、日常生活における安らぎやまちづくりにとっても重要です。

西東京市には、農地を中心に、公園など一定のみどりが存在しています。これまで、主に公園ボランティアや援農ボランティアの育成や支援、保存樹木や生垣への助成や体験農園の設置といった緑化事業に力を入れてきました。

しかし、市内の緑被率は年々減少傾向にあり、農地における相続や都市開発により、今後もみどりの総量が減少することが想定されます。

そのため、農地の保全、公園の確保に努めるとともに、みどりを活用した市民交流を進めることで、ともに保全するしくみを充実させていく必要があります。

施策全体の課題

みどりの保全を進めるためには、公園ボランティアの拡充や援農ボランティアの組織化を進めていくことが必要です。また、引き続き体験農園の整備を進めることも必要です。

こうした取組とともに民有地などの緑化支援を行うことで、市民が自発的に緑化活動に取り組めるしくみを形成します。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 公園・緑地・農地の活用によるまちづくり（公園や緑地、農地を保全するだけでなく、活用していくことで市民とともに保全していくしくみを形成する。）
- ・ 援農ボランティアの組織化

西東京市のみどりの状態を示す指標

環境指標	平成 14 年度実績	平成 18 年度実績
緑被率	30.2% (平成 11 年度数値)	約 29%
農地面積	188ha (平成 14 年 1 月値)	170ha
樹林地面積	190ha (平成 11 年度値)	193ha

資料：環境基本計画

用語解説

緑被率：市全域に対する樹林地、草地、農地など、木や草で被われている土地の占める割合をいいます。

公園ボランティア：公園内の清掃・除草・せん定・花植えなどの美化活動、遊具など公園施設の点検通報、ルール違反者への注意、利用方法の助言・指導などに関することを行うボランティアを指します。

援農ボランティア：農業に関心を持つ市民が農業を学んで技術を習得し、実際に農家のお手伝いをするすることで農家の労働力を支援するボランティアを指します。

環 1-1 みどりの保全・活用の目標

市民による公園管理のしくみや、個人が所有する農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
西原自然公園樹林の更新された面積の割合（進ちょく）	20.0%	50.0%	↗	市内でも数少ない貴重な樹林を有する西原自然公園において、樹林の再生を図るため、主林木であるクヌギやコナラの成長などを促すための植生管理を行い、その更新された面積の割合としました。
公園ボランティア登録会員数	748人	800人	↗	公園ボランティア事業の経験を通じてみどりの管理を行うことで市民の意識向上を図り、身近なみどりに対する継続的な関心や活動へとつなげることが必要です。
体験農園区画数	175区画	300区画	↗	西東京市では団塊の世代の地域活動への参加などを背景に農業体験に対するニーズが高まっており、体験農園を設置することで市内にみどりを増やすとともに農地の保全に取り組むことが重要です。

課題解決へ向けた主な取組

環 1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します

- ・ みどりの基本計画に基づき緑地の維持を図るため、緑地保全地域や公有樹林地の保全だけでなく、民有地における樹林・樹木・生垣の保存を支援し、みどりの確保に努めます。また市民の理解を啓発するための情報提供を行います。
- ・ 家の建替などで不必要となった、一定基準の樹木の斡旋を行うグリーンバンク制度の活用を推進します。
- ・ 市民による公園づくりの一環として、西東京いこいの森公園や西原自然公園などで、市民による雑木林の育成管理、花壇や池・小川の管理など、公園ボランティア活動を積極的に進めていきます。
- ・ 東大農場については、関係機関などとの調整を図りながら、豊かな自然環境の保全と活用に努めていきます。

環 1-1-2 農地の保全・活用を行うためのしくみを形成します

- ・ 市民と農業のふれあい交流として体験農園や市民農園を推進します。
- ・ 農業後継者の育成や援農ボランティアの組織化を進めるなど、農業の継続による農地の保全を促進します。

施策を取り巻く現状

身近なみどりの創出は、私たちの暮らしにやすらぎや潤いを与えるとともに、まちの景観としてもなくてはならない存在です。

西東京市では、これまで計画的に公園を整備し、みどりの確保に努めてきました。しかし、一人当たりの公園面積が近隣他市と比較して少なくなっています。また、市民意識調査によれば、公園などに対する市民満足度には地域的なばらつきが見られ、道路、沿線、公園などの公共空間のより積極的な緑化の推進の必要性も指摘されています。

そのため、公園・広場の計画的な整備を続けるとともに、公共空間や民有地での緑化に取り組むことで、市全体のみどりを増やしていく必要があります。

施策全体の課題

引き続き、計画的な公園・広場の整備や公共施設の屋上緑化、民有地などへの緑化支援などを行うことが必要です。

さらに、これらの取組を活発化させるためには身近なみどりを創出するための体系的な支援が必要となります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 民有地などにおける緑化が進む、効果的な制度の実施
- ・ 市民とともにみどりをつくる活動を進める

■ 一人当たり公園面積

	西東京市	武蔵野市	三鷹市	調布市	狛江市
一人当たりの公園面積 (児童公園などを含む)	1.8㎡	4.4㎡	3.1㎡	5.3㎡	1.6㎡

資料：住宅・土地統計調査報告（平成18年）

用語解説

屋上緑化：都市環境の改善を進めるため、ビルやマンションなどに対して、屋上に植物を植えて緑化することです。植物が水分を空气中に放つ蒸散作用を行うため、周辺の温度が低下するほか、断熱効果も高く、省エネに繋がることが期待されています。なお、壁面に植物を植える方法は、壁面緑化といえます。

環 1-2 みどりの空間の創出の目標

公園や緑地の拡充に加え、街路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化を進め、目に映るみどりの創出をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「公園・緑地などの保全・活用」に対する市民満足度	43.2%	50.0%	↗	環 1-2 の各事業によるさまざまな取組により、「公園・緑地などの保全・活用」についての満足度の向上をめざします。市民意識調査で把握します。
整備された公園・広場の数	—	3 か所	↗	市民が最も身近にみどりを体感できる場所である公園・広場を整備することにより、みどりの空間の創出を図ります。計画期間内に整備を行った、公園・広場の箇所数で把握します。
補助金の交付を受けて造成された生垣の延長	61m	800m	↗	みどりの空間を創出するためには、公園・広場の整備だけでなく、生垣の造成など民有地の緑化も必要です。そのために、生垣造成の補助制度を実施して、みどりを増やす支援をします。（目標値は5年間の累計延長とします。）
「花いっぱい運動」で植付けする花壇数	42 か所	50 か所	↗	市民の目に映えるみどりの創出のために、花やみどりを市民の手で増やしていくことでみどりに感じる機会を増やすことが必要です。

課題解決へ向けた主な取組

環 1-2-1 計画的な公園・緑地の確保を進めます

- ・ 買い取りの申し出のあった解除生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保を図ります。また、公園づくりは地域住民と協働で行い、市民に親しまれる憩いの場とします。
- ・ 東伏見都市計画公園の整備については、引き続き東京都に要請を行います。

環 1-2-2 身近なみどりを創出するための支援を進めます

- ・ 街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息所や憩いの場として利用できるポケットパークの整備や、屋上緑化など、公共施設における緑化を積極的に推進するなど、身近な空間におけるみどりを創出していきます。
- ・ 市民が身近でみどりに親しむことができる環境づくりの一環として、生垣の造成などを支援していきます。
- ・ 公園などの公共空間の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」や公園ボランティアなどの市民の活動を積極的に推進します。

分野全体を取り巻く状況

地球温暖化による異常気象や海面上昇、大気汚染などは深刻な状況であり、今後も国、自治体、さらには市民個人それぞれが対策を講じることが求められています。

本市では、環境基本計画を策定し、環境学習を推進することによる環境問題への意識啓発や、環境マネジメントシステムの導入、ごみの有料化、低公害車の導入など、持続可能な社会の確立に向けた取組を総合的に進めてきました。

現在、市内のごみの減量や環境保全に対する意識は高まってきましたが、大気汚染や最終処分場の問題など、引き続き地域を越えて解決しなければならない課題が存在しています。

そのため、事業者や個人が持続可能な社会の確立に向けて実践し、限られた資源を効率的に活用していくよう、交通機関関係者と連携して公共交通の利用促進を図り、大気汚染や地球温暖化の防止に取り組むなど、引き続き取組を充実していくことが求められています。

分野全体の目的

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。そのため、市民一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取組も必要となっています。

地球環境保全に向けて、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策を進めていくなど、環境を大切にすまちを実現します。

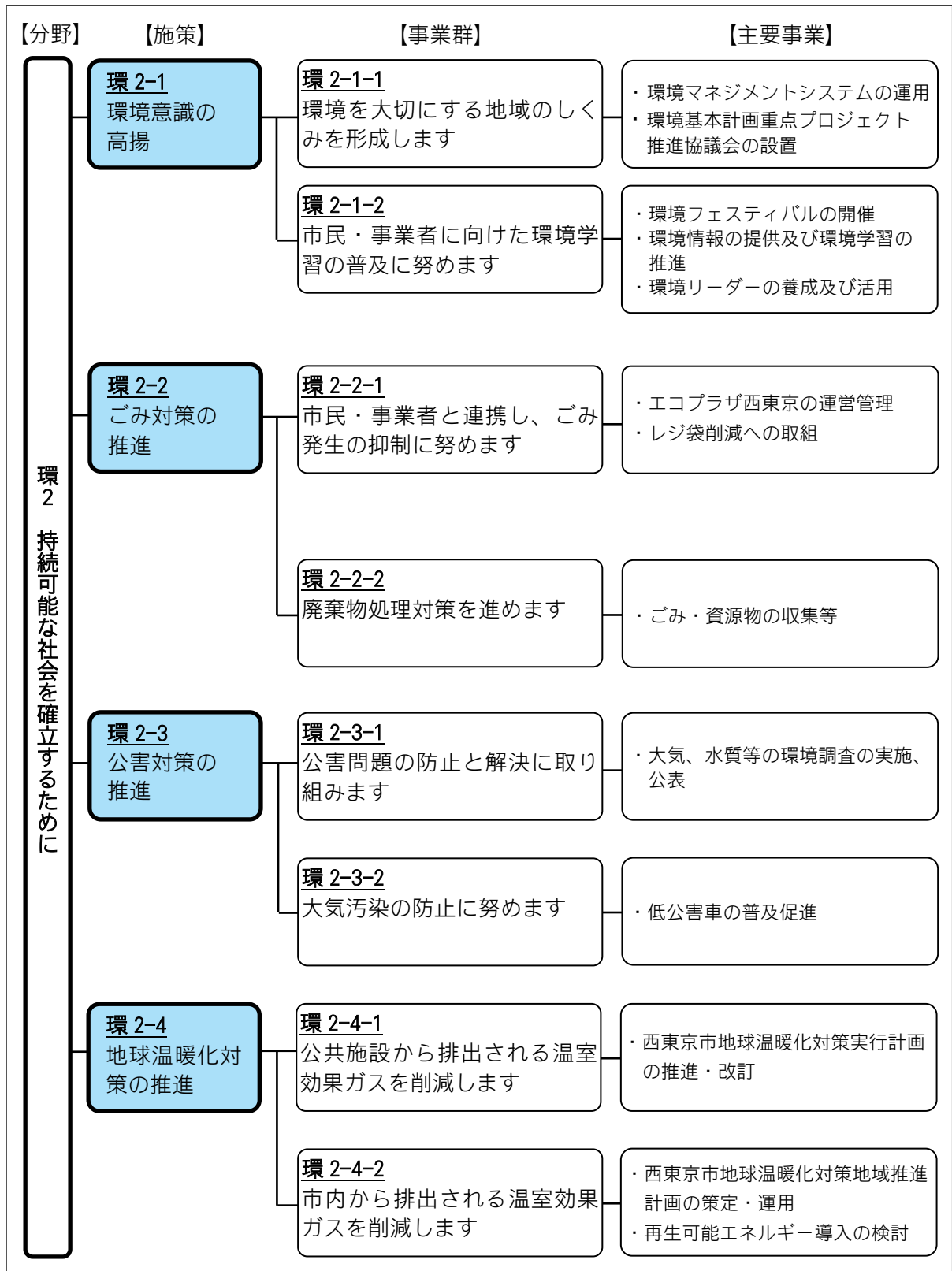
● エコプラザ西東京



エコプラザ西東京は、環境の保全と循環型社会の形成を推進し、環境学習の拠点となる施設で、多目的スペース、講座室、環境学習コーナーなどがあり、環境保全に関する啓発イベントなどを開催しています。

親近感や温かみのあるユニバーサルデザインで、子どもから大人、高齢者まで多くの市民が集える建物です。また、省エネシステム、太陽光発電ガラス、光触媒部材、LED照明、無水式小便器など、環境に配慮した設備を備えています。

■ 環 2 持続可能な社会を確立するために～全体構成～



施策を取り巻く現状

環境問題に対する関心は年々高まっており、世界的な取組が進んでいます。深刻化する環境問題は複合的な要素で成り立っていることから行政・市民・事業者がそれぞれ取り組むことが必要とされています。

西東京市では、平成 14 年度に環境基本条例を施行し、広範な環境保全策の設定と、これを体系的に推進していくための環境マネジメントシステムなどに取り組んできました。さらに、「西東京市の環境」と題して、子どもが学習するための冊子の作成などを行いました。しかし、生活の中で環境に配慮した行動を行うためには、さらに知識と情報が必要となります。

平成 20 年 7 月には、エコプラザ西東京がオープンしました。こうした施設を拠点に、市民一人ひとりが環境問題を理解し活動していくための環境学習の充実に取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

環境問題に市民一人ひとりが取り組み、日常生活の中で実践していくためには、環境学習や情報提供を行うことが重要です。

平成 20 年 7 月にオープンしたエコプラザ西東京を拠点に、市民・行政・事業者それぞれが環境問題へ取り組むことができるよう、西東京市ならではの環境問題への取組を進めていくことが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ エコプラザ西東京を中心とした環境学習活動の展開
- ・ 地域特性に沿った環境問題への取組



● エコアクション 21 について

エコアクション 21 は、国際規格の ISO14001 をベースにしつつ、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。また、市内事業者への取組を波及させていくという観点から「自治体イニシアティブ・プログラム※」というしくみもあります。

必ず取り組む行動として、①温室効果ガスの排出量削減、②廃棄物削減・リサイクル、③節水の取組を規定しています。したがって、エコアクション 21 に基づく取組は、「西東京市地球温暖化対策実行計画」の目的である温室効果ガス削減に直接反映させることができます。

環境への取組状況などを公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらに社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。エコアクション 21 では、環境活動レポートの作成と公表を必須要件としています。

※自治体イニシアティブプログラム：各自治体が地域の事業者エコアクション 21 の普及を図る場合、エコアクション 21 中央事務局がセミナーなどの費用を負担するもの。

環 2-1 環境意識の高揚の目標

環境を大切にするしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民・事業者及び行政の環境意識の高揚をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「環境学習の場や機会の提供」に対する市民満足度	18.3%	30.0%	↗	環境問題に対しては市民一人ひとりの意識や取組が非常に重要です。その向上のために、市としても環境学習の場や機会を提供していくことが必要です。市民意識調査で把握します。
環境マネジメントシステム導入済み事業所数	0事業所	25事業所	↗	環境問題に対しては一般家庭よりも環境負荷が多い事業所の取組が重要です。そのために市が推進している環境マネジメントシステムの普及、啓発が必要です（数値はエコアクション21登録事業所）。
環境フェスティバルの参加者数	1,935人	2,500人	↗	環境に関する催しを実施することで、市民の環境意識を高め、自発的に環境活動に取り組む人材を広げることが必要です。
環境リーダー養成講座修了者数	22人	100人	↗	環境リーダーの養成を行うことで、環境学習事業の推進・普及を円滑にすることができます。

課題解決へ向けた主な取組

環 2-1-1 環境を大切にできる地域のしくみを形成します

- 環境基本計画に基づき、地球温暖化対策、公害防止、みどりの創造・活用、ごみ減量など、広範にわたる環境施策を着実に実行していきます。可能な限り具体的な目標値を設定し、点検を行っていきます。
- 市においては、環境マネジメントシステムによる環境に配慮した行動を率先して推進します。また、一人ひとりが環境に配慮する意識づくりを進めるため、環境に配慮した行動を推進するしくみを検討し家庭や学校への普及に努めます。
- 市内の教育機関や事業者と行政が連携し、環境問題に対応する産学公連携の取組について検討します。

環 2-1-2 市民・事業者に向けた環境学習の普及に努めます

- 環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習基本方針により環境学習の推進を図ります。
- エコプラザ西東京において、資源及びエネルギーの有効利用など、地域や地球環境の負荷低減に関する普及啓発、人材育成事業を行うとともに、市民などの自主的な活動場所を提供します。
- 学校教育においては、環境読本「西東京市の環境」を活用するとともに、地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムの導入などを検討します。

施策を取り巻く現状

広域的な廃棄物の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場の延命は、西東京市のみならず多摩地域にとって大きな課題です。そのため、西東京市では、家庭ごみの有料化や、生ごみ電動処理機などの購入助成、冊子などによる啓発活動を進めてきました。

こうした取組により、平成12年度からごみ総量は減少傾向にあり、全国や東京都の平均と比較しても低い値となっています。さらに、市民意識調査（平成19年9月）によれば、ごみ減量化やリサイクル推進は、高い満足度となっています。

しかし、依然として最終処分場の配分量を超過しており、市民・事業所などが一体となったごみの削減へ向けた取組が必要という指摘もあります。そのため、循環型社会の構築へ向けて、ごみの発生源を抑制した上でリサイクルを進めていくための、より効果的な取組が求められています。

施策全体の課題

ごみの発生源を抑制するためには、市民・業者・行政がそれぞれに取り組むことが必要です。

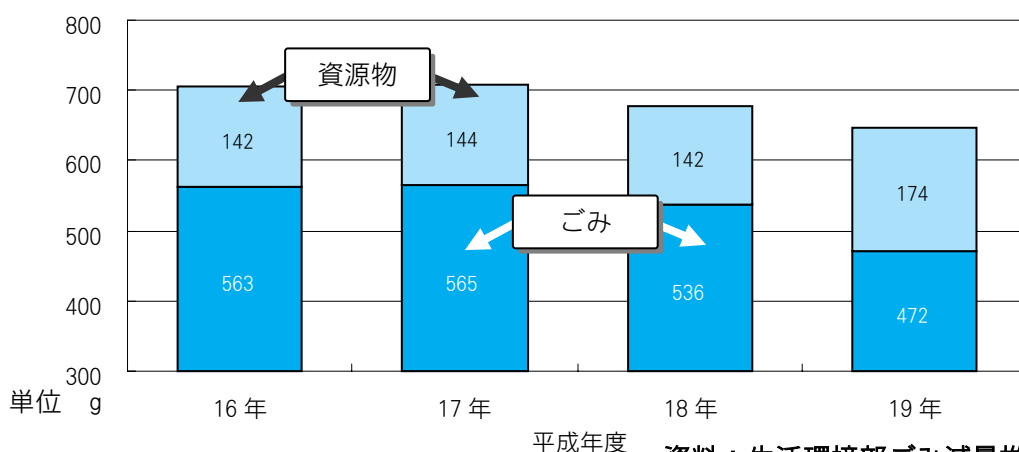
そのために、エコプラザ西東京を中心とした普及啓発活動を充実させるとともに、市民の自主的な取組に対する支援、ごみ収集に関する事業者への対応の強化といった多面的な取組が必要となります。

また、有料化されたごみ事業への市民の理解を得る必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ ごみ発生の原因を抑制するしくみの構築
- ・ 市民・事業者と連携した、ごみ減量への支援

■ ごみ・資源物排出量の状況（市民一人一日あたり排出量）



用語解説

二ツ塚廃棄物広域処分場：西東京市が加入する東京たま広域資源循環組合が管理・運営する一般廃棄物（焼却残渣、不燃ごみ及び焼却不適ごみ）の最終処分場で日の出町にあります。

配分量：二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入する焼却残渣などについてあらかじめ組合構成市町ごとに定められる搬入量のことです。この配分量を超過すると、追徴金の支払いを行わなければなりません。

環 2-2 ごみ対策の推進の目標

できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみ減量化への取組を通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「ごみの減量化やりサイクルの推進」に対する市民満足度	39.1%	45.0%	↗	持続可能な社会を構築するためにごみの減量化やリサイクルなど資源循環は欠かせません。そのために市としてもそのしくみづくりに取り組むことが重要です。市民意識調査で把握します。
一人当たりのごみ収集量（ごみ原単位）	658g/人日	632g/人日	↘	家庭ごみの収集を有料化し、市民に相応の負担をしてもらうことにより、ごみの減量と資源化、そしてごみ処理経費の負担公平化が重要です。また、目標値は平成19年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づいていますが、ごみの有料化によって、一人当たりごみ収集量はさらに減少していくものと考えられます。
資源化率	27.1%	28.1%	↗	資源化率の向上をめざします。資源化を進めることで、ごみ発生を抑制します。 ※資源化率 = (集団収集量 + 集団回収量) ÷ (ごみ排出量 + 集団回収量) ※ごみ排出量 = 家庭ごみ + 自己搬入可燃ごみ

課題解決へ向けた主な取組

環 2-2-1 市民・事業者と連携し、ごみ発生の抑制に努めます

- 市民・事業者が、できるだけごみを出さないという意識を高めるとともに、ごみ減量のための各種取組を展開します。また、ごみ減量の成果を市報などでお知らせします。
- 廃棄物の再利用・再生利用を進める市民啓発や学習などの拠点として、エコプラザ西東京を活用し、施策を推進します。
- 現在自治会や子ども会を中心に行われている集団回収活動を、継続して実施していきます。
- 廃棄物減量等推進員と協力し、市民自らがごみ減量に取り組むことのできるような体制を構築します。
- 市民、事業者と連携し、レジ袋削減に取り組むなど、ごみの発生の抑制に努めます。

環 2-2-2 廃棄物処理対策を進めます

- ごみ・資源物については、柳泉園組合に搬入し、適正処理・資源化に努めていくとともに、柳泉園組合から排出される焼却灰については、引き続き二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入し、エコセメント化していきます。
- 最終処分場の延命化のため、廃棄物減容（量）化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進していきます。



用語解説

集団回収：集団回収とは、町会・自治会、PTAなどで住民が自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、古布、ダンボールなどを集めて資源回収業者に引き渡し、資源として再び活用できるようリサイクルするシステムを指します。

柳泉園組合：主に燃やせるごみの処理を行うため、昭和35年に東久留米市に設置された一部事務組合で、西東京市、清瀬市、東久留米市で構成されています。

エコセメント：下水汚泥や廃棄物焼却灰などを主原料（原料中の50%以上）として含むセメントをいいます。その生産技術は、1994年から官民共同で実証研究が行われて確立されました。1300℃以上の高温で焼成するため、廃棄物に含まれるダイオキシン類などの有機化合物は、水、炭酸ガス、塩素ガスなどに分解されて無害化され、セメントの安全性も確保できます。これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をリサイクルできるため、ひっ迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されています。

● プラスチック容器包装類の分別収集

西東京市では、平成19年10月からプラスチック容器包装類の分別収集を開始しました。

従来は、不燃ごみとしてご家庭から排出されていたプラスチック容器包装類（プラマークがついている、商品が入っていた容器や商品を包んでいた包装類）を、現在は市民の皆さんに分別していただき資源としてリサイクルしています。このプラスチック容器包装類は、従来の不燃ごみのうち、重量で約40～50%、容積で約70～80%を占めていました。

市民の皆さんのご理解とご協力により分別を徹底していただいた結果、不燃ごみの排出量が大幅に減少しています。このことによって、柳泉園組合に搬入する不燃ごみのうちプラスチック容器包装類の分が減りますので、結果として発生する焼却灰も減ることになります。また、周辺環境への負荷も低減されることとなります。

プラスチック容器包装類の分別収集の実施は、国全体の取組として、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）により、再生可能なプラスチック容器包装類を、資源として有効活用するために、市民や市町村だけでなく、事業者にも責務が課せられています。

消費者（市民）の責務

廃棄物となった容器包装がリサイクルされやすいように、容器包装は種類ごとに分別して排出するよう努める責任があります。

市町村（市）の責務

分別収集計画を立てて、容器包装廃棄物を種類ごとに分別収集する責務があります。必要に応じて選別や圧縮してリサイクルしやすくしたり、再商品化のために事業者に取り取られるまでの間、保管することも定められています。

事業者（特定事業者）の責務

容器を製造、または利用する事業者、包装を利用する事業者は、容器包装廃棄物を引き取り、再商品化することが定められています。

▽ 再商品化事業の流れ

上記に挙げたプラスチックの分別収集による再商品化は次のような流れで行われます。



施策を取り巻く現状

大気汚染は、国や都の法令によって発生源対策が進み、対象物質の多くは環境基準をすでに達成するなど、大幅な改善がされてきました。

現在、西東京市では大気汚染や河川の水質汚濁について継続的に調査を行っており、発生状況をできるだけ早く把握することによって、早期の対策を行うよう努めています。

しかし、光化学オキシダントの濃度は増加傾向にあり、光化学スモッグ注意報の発生回数は横ばいとなっています。原因物質のひとつであるVOC（揮発性有機物質）の対策など、引き続き大気汚染を軽減するための措置が必要です。

さらに、ダイオキシン類や浮遊粒子状物質、アスベストなどに対する未然防止策が全国的に求められています。西東京市としても、国や東京都と連携しながら積極的に取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

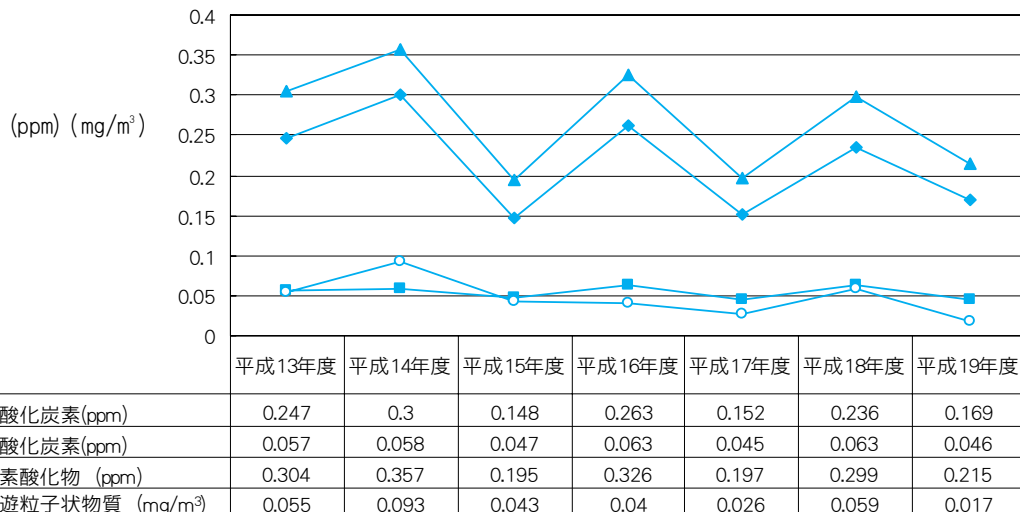
公害問題の悪化を防ぐためには、継続的な調査による問題の早期発見と対策が必要です。

大気汚染については、引き続き低公害車の普及促進などに取り組む必要があります。特に光化学スモッグの原因物質のひとつであるVOCについては、取扱い事業者に対する指導による揮発量の削減にも努めなければなりません。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 低公害車などの普及促進
- ・ VOC対策

■ 大気汚染経年変化



※代表例として北原交差点の数値を掲載

資料：環境年次報告書（平成21年3月）

用語解説

ダイオキシン類：ごみ焼却の煤煙など、塩素を含むプラスチックなどを880度以下で燃やしたときに発生する化学物質です。ダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現することから「類」がつきます。人体への影響が大きいいため、法律・条令などによって規制が行われています。

環 2-3 公害対策の推進の目標

自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「環境汚染の防止など公害対策の推進」に対する市民満足度	18.1%	30.0%	↗	法令に基づく事業者への指導を通じて意識の向上を図るとともに、大気や水質などの調査結果の公表を通じ、市民の公害に対する意識の醸成を図ります。市民意識調査で把握します。
庁用車のうち低公害車の占める割合	44.4%	55.0%	↗	公害のない環境づくりのために、市が率先して低公害車を使用することにより、事業者や市民が大気汚染の防止に協力する意識を高めます。

課題解決へ向けた主な取組

環 2-3-1 公害問題の防止と解決に取り組みます

- ・ 自然や市民生活を守るため、大気、水質、地下水、騒音、振動などの調査などを引き続き実施していきます。また、公害に関する情報の市民との共有を図っていきます。
- ・ ダイオキシン類などの有害化学物質やアスベストについては、被害を未然に防止するため、近隣自治体・東京都・国と連携し必要な対策を速やかに行います。

環 2-3-2 大気汚染の防止に努めます

- ・ VOCなどの大気汚染の防止のため、関係団体と連携を図り、市民・事業者・行政の意識の向上と着実な行動を推進します。
- ・ 現在実施している大気汚染測定を継続し、問題の発見に努めます。
- ・ 市民・事業者と協力し、公共交通や自転車の利用促進、自動車のアイドリングストップ運動など大気汚染防止策を進めます。
- ・ 低公害車の普及促進に向けて、率先して低公害車の計画的な導入を進めるとともに、事業者への働きかけや市民への意識啓発を行います。

● グリーン税制 ～環境にやさしい低公害車への優遇～

環境への配慮がなされていると認定された自動車を新たに購入した場合、自動車税及び自動車取得税の優遇が受けられます（登録年度の1年間）。これを「グリーン税制」と呼んでいます。これは、地球温暖化を防ぐため、環境にやさしい低公害車の税金を軽減する制度です。



施策を取り巻く現状

異常気象や海面上昇など、地球温暖化問題は深刻化しています。

国や東京都でも独自の地球温暖化対策のための施策を進めており、それぞれの自治体にも自主的な取組が求められています。さらに国の方針では、これまでに比べて化石燃料への依存率の低下と再生可能エネルギーの利用への取組が強化されています。

西東京市でも、地球温暖化対策地域推進計画の策定などに取り組んでいます。

平成20年7月にエコプラザ西東京がオープンしました。これを受け、地球温暖化への理解を深めるとともに、エコプラザ西東京を拠点とした情報ネットワークづくりを進める必要があります。

また、地域における省エネルギー・再生可能エネルギー普及啓発に向けて取り組むことが必要です。

施策全体の課題

地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市民・事業者を含めて、地域としての地球温暖化対策を進めていく必要があります。

エコプラザ西東京を拠点に、地球温暖化問題への理解を促進する必要があります。

省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組を進めるため、行政がモデルケースとなるよう、率先して取り組んでいく必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組の促進
- ・ エコプラザ西東京の活用

用語解説

温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスを、温室効果ガスと呼びます。温室効果ガスに指定されているのは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類のガスです。もし温室効果ガスがなかったら、地球は生命の存在できない極寒の星となるといわれています。しかし近年は、産業発展や森林伐採などで温室効果ガスの濃度が増加した結果、大気中に吸収される熱が増え、地球規模での温暖化が進行しています。

地球温暖化対策実行計画：地球温暖化対策の推進に関する法律に定められ、地方公共団体の事務・事業を対象に温室効果ガス排出量の削減を目的とした計画です。都道府県及び市町村に策定及び実施状況の公表が義務づけられています。

地球温暖化対策地域推進計画：地球温暖化対策の推進に関する法律に定められ、京都議定書目標達成計画を勘案し、地方公共団体の区域内を対象とした温室効果ガス排出量削減のための総合的な施策を定める計画です。

環 2-4 地球温暖化対策の推進の目標

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギーの導入・活用をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「太陽光などの自然エネルギー活用策の充実」に対する市民満足度	10.9%	16.0%	↗	市が省エネルギー、特に太陽光発電を積極的に導入することにより、温暖化に対する具体的な取組の認知を図り、事業者や市民が自発的に取り組む環境づくりを行うことが重要です。市民意識調査で把握します。
公共施設・公用車から排出される温室効果ガスの削減率	8.7%削減	11.4% 削減 (H22年度目標)	↗	市が率先して地球温暖化対策実行計画を実施することにより、事業者や市民が温暖化防止に協力する意識が高まり、温室効果ガス削減への効果が期待されます。削減比率は平成14年度対比として算出し、後期実行計画から対象範囲を基準施設及び公用車を対象としています。 ※基準施設：基準年度に存在（通年稼働）する施設で、平成20年度から22年度の間に移管又は廃止が予定されていない施設

課題解決へ向けた主な取組

環 2-4-1 公共施設から排出される温室効果ガスを削減します

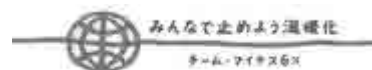
- 市が率先して温室効果ガス対策に取り組むため、地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギーの促進、公共施設への再生可能エネルギーの導入を計画的に進めていきます。

環 2-4-2 市内から排出される温室効果ガスを削減します

- 市内から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策地域推進計画の策定を行い、市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策に取り組めます。
- 再生可能エネルギーの普及を進めるため、家庭・事業者向けの補助制度の導入を検討します。
- エコプラザ西東京において、地球温暖化に関する情報ネットワークづくりを進めるとともに、これを広域的に進めるため、自治体間の連携強化に努めます。

● ストップ・ザ・温暖化・キャンペーン！！

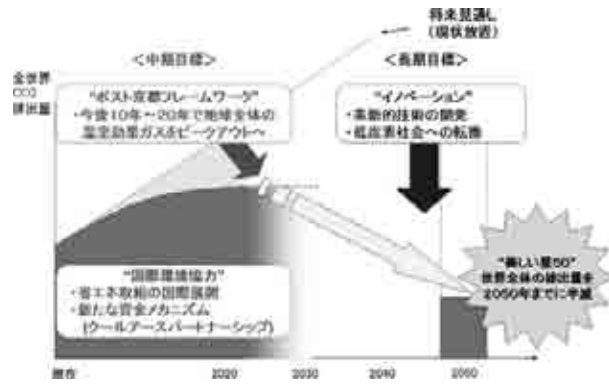
～一人ひとりのちょっとした心掛けが大きな成果へ～



ストップ・ザ・温暖化キャンペーン＝STOC（ストッコ）とは地球温暖化防止のため、エコシート（環境家計簿）を使って家庭や学校、職場での、電気、ガス、ガソリン、灯油の消費を減らすなど、できることから始めようというキャンペーンです。地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を100万人の力を合わせて90年比6%削減を目標としています。

● 温暖化防止へ向けた国の取組

～クールアース 50～



△ 「クールアース 50」に示された『2050年までの排出量半減』を実現するための流れ

温暖化防止に向けた国の取組として、平成19年に日本が提案した「クールアース 50」では、『2050年までの排出量半減』を実現するための具体的な行動として、「ポスト京都フレームワーク」「国際環境協力」「イノベーション」の3つの柱が示されています。

今後、10年～20年で地球全体の温室効果ガスをピークアウトさせる「ポスト京都フレームワーク」、省エネ取組の国際展開、新たな資金メカニズムの構築といった「国際環境協力」を中期目標として推進しています。

長期目標には、革新的技術の開発、低炭素社会への転換といった「イノベーション」を提案し、「2050年までに世界全体の排出量の50%削減」の実現をめざしています。

